

再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 あて

〒150-0033

しぶやく さるがくちょう

東京都渋谷区猿楽町 3-3

しゃだんほうじん じょうほうつうしん

社団法人情報通信エンジニアリング協会

たかしま せいじ

会長 高島 征二

(連絡先)

電話:

E-mail:

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

日本の情報通信インフラは、世界に類をみないほど高品質で低廉化が進み、またFTTHのエリア整備率は90%を有に超える状況となっています。このような環境が整備できたのは、NTT、CATV、電力系通信事業者、製造メーカー並びに工事施工業者等が不断の努力を積み重ねてきた結果であると認識しています。

このような状況の中で、昨年大いに議論された「光の道」実現に向けての重要な要素である光ファイバ接続料金等に関して、NTT東西殿から新料金案が提出され、それを受けてパブリックコメントの募集があり、さらに今回パブリックコメントの再募集がなされたことから、以下の2点について意見を述べさせていただきます。

1. 将来原価方式における乖離額調整制度の導入について

(結論)

「乖離額調整制度の導入」に賛成します

(意見)

「乖離額調整制度」は、事業者の投資コストを適正に回収する上で、必要な制度と考えます。

需要予測について、「予想と実績との乖離は将来予測を行った申請者責任である」との意見がありますが、そもそも精度の高い需要予測をすることは、どのような業種においてもまずもって不可能であることは、これまでの経験則から明らかであります。光の需要予測は、景気動向、新サービスの導入、各事業者の販売戦略等多くの要因が絡み合っており、さらには昨今のように景気動向が不透明で、かつ新サービスの導入テンポが早い状況では先を見通すことは非常に困難であると考えられます。従って、予測乖離のリスクを「将来予測を行った申請者に全て負わせる」ことは著しく不公平であると言わざるを得ません。あくまでも、リスクはNTT、接続事業者が同程度に負うべきであり、また、如何にリスクヘッジ出来るかを議論すべきと考えます。さらに、「NTT東西殿のコスト削減インセンティブ」についてですが、そもそもNTT東西殿にとって資産回転率を上げ、かつ運用コストを効率化して収益を高めることは、接続料の多寡の問題以前に経営上の最重要課題ではないかと考えられます。よって、コスト削減を蔑ろにすることは到底考えらず、また過去において低廉で高品質な情報通信インフラを提供し続けてきたことを鑑みれば、今後とも適切な取り組みを実施すると推察されます。

以上のことから、「乖離額調整制度の導入」に賛成します。

2. 分岐端末回線単位の接続料設定について

(結論)

「分岐端末回線単位の接続料設定」に反対します

(意見)

電気通信事業を営む上での設備賃貸とは何かを再定義する必要があると考えます。本来、事業者として用意すべき設備を他事業者から借り受けるということは、物理的な最小単位をもって借り受けることが適正かつ妥当と考えます。

光ファイバで言えば、1芯単位と考えます。物理的な最小単位でないとすれば、設備を有しない事業者は自ら設備を保有する事業者に比べて著しく有利になると考えられます。実際に8分岐の1分岐分を利用するためには、最低光1芯の設備投資は必要であり、そのことを行わずに1分岐分を手に入れることは物理的に不可能であることから、「分岐端末回線単位の接続料設定」は著しく不公平を生じさせるものと考えます。

仮に1分岐単位とした場合、故障修理や災害復旧時において事業者間で新たな調整業務等が発生し、スムーズな切替を行うことは非常に困難であり、結果としてお客様に多大なご迷惑をかけるとともに、設備管理、光芯線の收容管理、工事等様々な分野において非効率性が生じることは必至であり、このことが接続料の上昇圧力になることが懸念されます。

さらには、適正な投資回収が出来ないことから、自ら設備構築を行う事業者の投資インセンティブを著しく削ぐことになり、日本社会の発展に欠かせない情報通信インフラ基盤の整備、発展を阻害することになると考えられます。

以上のことから、「分岐端末回線単位の接続料設定」に反対します。

以 上